

更なる検討結果の保健体育 —大学設置基準対応—

武 藤 幸 男

Health and Physical Education after More Mature Consideration ……Coping with A New Situation under the Revised Standard for Establishing Universities……

Yukio Mutoh

This study is aimed with a long-range prospect to clarify the necessity and the importance of Health and Physical Education and to examine the teaching method in the other activities in Bunkyo University, Shonan Campus, the results obtained are as follows ;

1. Health and Physical Education must have organic relation with other subjects and divisions in the campus.
2. Its curriculum must be redesigned based on sport and health science.
3. Measures must be taken for encouraging students to participate in lifetime sport.
4. Education and training of teachers, and coaches in this fields must be improved.

序

昨年（平成3年）文部省は、大学（高等教育）の活性化と充実を図るようにと、設置基準の改定を示唆した訳であるが。

その趣旨は、言うまでもなく、各大学が、自己点検・自己評価等を行うことによって自校の教育課程や内容を確認し、教育課程の科目編成等に反映させ、その教育内容をより高め、活性化を図る為に、シラバスの作成等をも促している。上記のような状況のなかで、一般教育・外国語・そして、「保健体育」この保健体育は、部分選択を含まない必修科目として40年間に亘って、存在して来たわけであるが、此の度、改定の文面から受ける範囲においては、不明確でもあり、一瞬ややもすると、その教育的意義を顧みることのない扱いとも思える様な表現（科目の区分についてのところ）で、同時に、近代・現代の教育の理念、そして、根幹からも離れ、再び、その糧を海外に求めるかのような取り扱いと読み取らざるをえない思考をするのは、私だけであろうか。しかしながらその答申の中間報告等の補則を見ると、一般教育・外国語・保健体育をさす自由科

目であり、それぞれの科目を検討したうえで、教養として欠くべからざるものは、十分に取り入れる様にという事で、我が国における大学教育の独自性を打ち出す為と、大義名分が付けられるものなので、教育課程の長い歴史のなかで、ただ、遺らなければならない事を割り合い曖昧な論理によって、実施・実践していなかった事を今日になって、再度の改善をせまっているに過ぎないのではないかと解釈出来るし、それ等の一部は、本キャンパス（文教大学湘南校以下は名称を省く）においては、過去のもの（授業の評価・科目の検討等）となっているものもある。ともあれ応急対策的（年次を追って、組織的検討をしてきた学校もある。）な対応が各校で行なわれ、その結果が幾つか出て来ている現状で、保健体育についての現況については、花火は、あちこちで上げられた。しかし、昭和22年以来、34年、45年、46年、48年、56年、58年、60年、61年、と体育保健研究委員会が、創設されて以来、各方面からの働きかけがあったにもかかわらず、旧態依然として、見直しをしない現状が罷り通っていた様だ。そして、いまや時代の流れの中に掻き消されようともしている様にもみえる。教育の重要な一分野としての保健体育、それはやはり、一部を除いての対応研究の欠如にあるのであって、保健体育の大学教育に、「必要ない」と置き換えられるべきものではないことを、歴史・経過が語っているので再度、見直したうえで、文部省や協会・連合・学会等からの示唆がなくとも対応の努力を一層しなければなるまい、ともかく、これ等のまとめとして。

1. 各保健体育関係機関、協会等の声明は、保健体育のために振り回されたのでなく、その対応と手段のみに振り回され、結果として各大学（高等教育対称校）の独自の対応が先行してしまった。その結果が、（犬の遠吠えのととれた）高い評価を受けられるといったものではなかった。

2. 結果として、物理的解決・論理的解決・宣伝効果的解決・勢力的解決・数字合わせの解決・事務的解決・他校の真似的解決等が上げられる。

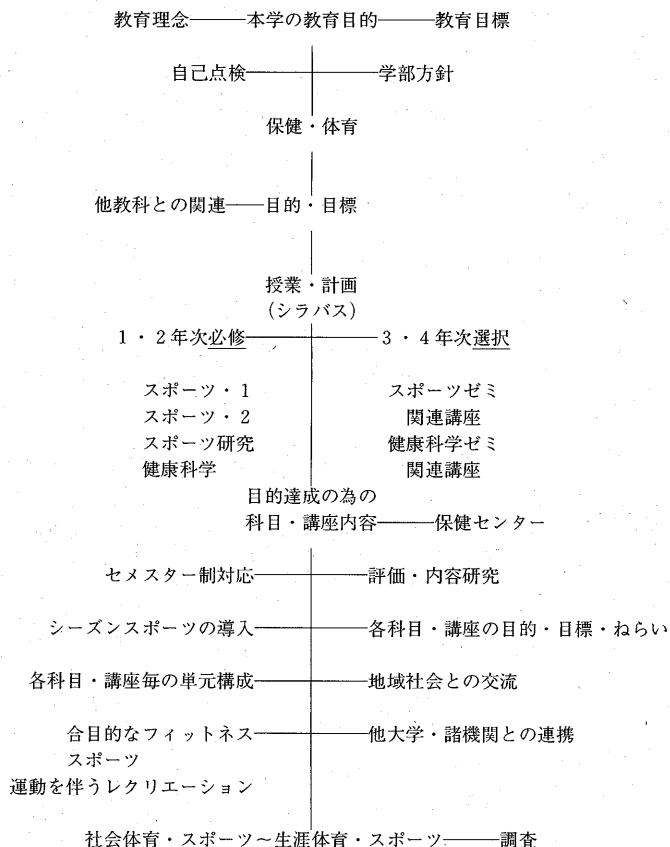
3. 検討結果が偏重とも取れる決定。（検討の組織づくり・手順に問題はなかったか。）以上のような動きが表面的に見聞きできたのである。

かかる上記のような、時の流れの中で、本キャンパスでは、一昨年までの検討結果を、以下のようにまとめ今年度より本学の基準対応対処決定前に、一部先行実施してきたのである。

（再検討前の状態）

1. シラバス作成の導入→カリキュラム。
2. 生涯体育と考え1・2年は必修、3・4年は選択科目を実技と理論6～8科目を置くことを将来目標としての構想へ向けての動きと働きかけ。（対応科目名決定への努力）
3. 時案の作成→年間計画へ。（シラバスへの影響）
4. 保健体育の再確認と本キャンパス適合の目的・目標の設定。（カリキュラム作成原案表1-1）。
5. 授業評価カードの作成。（自己評価の一助）
6. 保健センターとの関わりを図ることにより、将来にむけての充実と安定を図る可く、検討を加える必要性が加わるべきと判断している。
7. 他教科との関わり。
8. 6・7等との有機的統合的結合。
9. 将来の大学の存在からも、社会体育（生涯体育・スポーツ）との関わり。

表1-1 『保健体育』設置基準への対応(案)



10. 基礎運動能力測定（3種目）の実施。
11. 授業分析の導入。(シラバスの充実のため)。
12. その他。

保健体育に対する学生の動態,
スポーツ種目の適正,
希望種目調査,

(上記のアンケート・調査の実施)

上記の様な事について、保健体育担当者とミーティングをする事によって、確認しあつた。

その後、本学学長の答申に対して、シーズンスポーツの導入のための調査を今夏、共同研究の形で立案への準備を進めている。(平成4年) Semester制・社会(生涯)体育の並行導入に付いての検討(研究)、尚、ディベート(debate)方式授業についても検討項目に入れている。いずれにせよ、問題とされる大学教育における保健体育は、今後の、シラバスの取り扱いと、取り組み方によっては、まるで教育改革に成っていなくなる可能性があるし、活性化どころではないと思われるので、結果はどうあれ、その先にあるものは、何かについて、記録に残しておきたい。基本は、現状の教育の内容の充実であり、自己点検から派生した問題点の改善と、出来れば、新

機軸を打ち出すことであり、これらによって、教育の、そして、学校・学部、更に、学科の発展と活性化に結びつけるような研究・検討の過程（計画・立案）に努力と時間を掛けるべきで、これが、本来のものと思われる。

しかし、今、情報化時代と言われるのに、また、関連した情報は山程あるのに、必要絶対条件とも言えるものをさしおいて、保健体育学会なるものは、盛況であるにもかかわらず、大学教育の必修科目である保健体育の存在を市井に反映させることなく、ゴビ砂漠の中のような空間に入ってしまった関係者が多かったのではないかと疑いたくなるような事が、今日を語っているとと言えるのでは・・・

一・二の例を上げると、(バックアップ論として)

○体育保健研究委員会より、

大学における体育は、学生の健康を保持増進し、社会的・道徳的精神を涵養し、もって学生生活を豊かならしめ、さらに進んで、社会生活を、価値あらしめる基礎をつくるにある。

○大学基準協会は、

大学における保健体育の在り方として、保健教授によって、「健康」に関する知識を得させ、それを日常生活のうえに、活用させるとともに、将来、社会の指導者として、職場や地域社会をリードする素養を与えると同時に、一方、体育実技によって、青年の運動欲求を満足させ、感情の良い捌け口を得させ、健康の保持・増進に役立たせる事にある。

○全国大学体育連合は、

大学保健体育の基本構想として、人間生活の基本である健康・体力に対する認識を深めるとともに、これを積極的に高め、或は維持していく方法を修得し、かつ実践する能力を養うものとし、具体的な役割として次のような項目を上げている。

1. 人間の生命・健康に関する科学的知識の修得。
2. 社会の指導者としての健康観・体育観を確立し、人間の健康と福祉に寄与できる能力を高める。
3. 身体活動を媒体として、学生の健康の保持・増進を図る。
4. 心身の不均衡な発達の防止・是正のため、適正な運動の必要性の認識と実践の能力を養う。
5. 能動的な社会性の育成。
6. 余暇善用のための運動技術の向上。

(この辺りで、教授法等の示唆があれば良かった。)

このような大前提があるにもかかわらず、大学での保健体育の存在は・・・いずれにせよ保健体育についての取り扱い、短兵急に、決定を急ぐのではなく、保健体育を担当する者としても、内容の検討を一層深めたうえで、対処しなければならないであろう。

とにかく、確たる論理の基に40年の歴史をもったものが簡単に時代の流れに、掻き消されて良い筈が無いのである。

今回までの、本キャンパスを含む保健体育に対する検討が、必然性を認める説得力有るものになっているのか、持続的検討のうえでの決定や即時的決定の学校まで、一応の結論が出たようであるが、実際は、これらの検討結果を比較・検討したうえで将来の見通しをたて、結論に近づいていくというタイミングのように思える。それは、それぞれの立場や状態や成り行きで、納得の行くものもあるし、果無さを感じるものも有る現状を見て、また、其の後の動きからしても、本キャンパスにおいては、合理的な、納得のいく結論が欲しいものである。その為にも、ここにお

いては、現状のままのカリキュラムをカリキュラムといえるようなものとするような一層の自己点検・自己評価を行なうことによって、従来の不可侵性の強かった大学教育にメスを入れることが、この度の答申に答える一つの方法であり、対応と思える。そこで、其の改革や検討結果や過程を広く一般に、そして、学生に、知らしめるような方法を採用することも、それなりの意義があると思われる。

いずれにせよ、検討結果の中に、「体育」の実状に対する、各国の行政・政策と現状の比較があったのであろうか、疑いたくなる。先進国の我が国においても、比較検討が成されたなら、単位取得数が減ったり、選択になったり、という取り扱いは考えられない。それは、特に青年期まで、そして、その後の生活の中の運動（大筋活動）のあり方がどのようになっていくかが、可成り違う、（各国社会体育制度・政策）国家的身体教育の考え方が違うからである。軽い扱いをしてしまった学校は、昭和60年に国立大学協会の大学の在り方の中間報告への答えとしての「保健学」の必要と、「青白きインテリ」で象徴されない大学生の輩出であり、「国民皆スポーツ」の精神からの体育実技、そして、昭和61年の臨時教育審議会の第2次答申に背く事になる。とにかく一度単位数を減らしたものを復活させる事は、大変に難しい事であり、その逆は、以外と簡単に決まるケースが多い様に思える。この様な事を論じている間にも時は流れ他の先進国においては、着々と科学的論拠と未来を予測しての身体教育・生涯教育の構築が成されているに違いない。其の多くは集約するとウェルネス・アプローチ（栄養・運動・休息の生活バランスを依り良くする）の思考であり、また生涯体育的国策としてのニュージーランドのラグビー活動に関するシステム等々、我が国の教育は、どうなっているのか、此の度の方針として打ち出した文部省の答申には、故に、納得がいかない。科目云々は、自己点検、自己評価、（内包するシラバス作成や大学の不可侵性の打破が、日本の大学教育に適していたのではあるまいか、）この納得がいかないが、積もり積もって、現在があるので・・・大学教育における保健体育のあり方も、このままでは、同じ輪だちを踏むことになり、遠回りにいうならば親の躰、進学教育、教育の退廃、教師の社会的地位、教育費支出の増大、並べると可成り纏る副産物を伴っている中で、真理を構築しなければならぬ我々は、それなりの自覚を持った対処をしなければならない事は事実である。本キャンパスにおいては、運動関係のクラブ（同好会等を含む）の活性化、ボランティア活動等を含めた教育・社会活動の計画策定等、意義有る保健体育の展開で有れば、教育的・学術的・科学的に「保健体育」を否定する人は居まい。

尚の検討と必要性の裏付けとして、先にも触れているが、社会体育・スポーツ／生涯体育・スポーツの国としての振興政策と中間・末端にギャップのない、そして、コマーシャルベースでしか存在しない様な、空回りしているのが、我が国の現状と把握している。となると、学校を離れたらそこには、一般の人々の運動（身体活動・大筋活動）の場は、現在は、無いのであり、このような社会現象のなかで、いかに健康を保ち、体力を保持していくかを実技でも、理論でも、その対応の方法を教授・修得させなければならない。その答えの一部として、余暇活動の善用であり、活性化であり、ライフスタイル・ライフサイクル（フィットネス／スポーツ／レクリエーション）と結びつける事の出来る様な学生の育成となる。いずれにしても、アクレディテーション方式の網かけ前に、対処しなければならないし、コアの項目立てと、其の検討が必要になるであろう。しかしながら、従来の大学体育の多くを考えた場合、幼児体育から大学体育までの指導に携わった者として、其の任を果たすような科目の展開が、大学の保健体育のなかで、成されてきたであろうか、（幼・小・中・高の保健体育必ずしもよしとしないが、比較の領域の問題）、保

健体育の指導担当者としてのプロフェッショナル意識が、働いていたのであろうか、この点からすると今回の処置に対して、反論の余地のない事象と、捕らえるより仕方がないと思われる次第であったとも見受けられる。(総べて大学ということは出来ない)

これらは、教育活動が、単なる行動でなく行為であるという教育の原点を疎かにし、必修という活字の上に、あぐらをかいて居たとも言いたくなる。また、登山家の、そこに山があるから理論では、保健体育の各部門・分野は、成り立たない。そこに理論があるから、絵に描いた餅として、其の成り立ちや実際に触れずに、計画・立案の実作業がなく過ごして来た、きらいがある。これらは、保健体育の場合、それらの論理を打ち出している人が現代の歴史のなかでは、保健体育の専門家でない、他の分野の人々が、書いたり、言ったりしているものが圧倒的に多いということで、保健体育専門で通してきた担当者としては、必ずしも全体が言いえているものとは捕らえられない点が多々あった為、見るには見るが、聞くには聞くが留まりがちであり、一方、学会の方での活動の多くも、抹消的な部分の研究が多かったことも併せて考えなければならぬ事と思われる。これらは、本来は、大学の学問領域の基本的従来の方からすると、不可侵的なところの法を越えているようにも見えるが、保健体育そのものの現代的理念の確立や教科としての確立の歴史の浅いことと、大学の場合は教材が統一されている訳でもなく、指導要領がある訳でもない、従来展開では、無理もないと考えられるが、今、大学教育を直視したとき、それらの無かった事にたいして言い表わし方は違っていても、シラバスとか、ファカルティ/スタッフ・デベロップメントとか、アクレディテーションとか、と今迄の教育方法論(高校迄の教育の方法に引き下げるのではなく)を大学の中にも取り入れようとしている理論の根源は、アメリカの大学教育の中に取り入れられているものに過ぎないし横滑り的なので、その辺が、少々残念である。何故なら、其の基本線については、既に、本キャンパスでも、保健体育科でも実情・現状に合せた改革的なものが行なわれつつあったし、嘗ての保健体育が、戦後アメリカのお仕着せであったものを、今、日本的に、また、国際的になりつつあったのにと考えると・・・良いものは、取り入れるべきとは思いますが、独自性を打ち出して貰いたかった。(集合論の、「含まれる」にはならなくとも良いのでは、・・・)が、しかし、現在のところカタカナ文字を追いながら、論を進めざるをえまい。保健体育科としては、イノベーションの一つとして保健体育科のスタッフ・デベロップメントの方策の検討に入るべき時と考える。「ファカルティ・デベロップメントについては、保健体育の立場から、また、能力不足や経験不足の者の考える事・行なう事ではあるまい」。(日本私大連盟-大学活性化への提言 P 465)そこで、地道な実行可能なところから改善や活性化のための事項の実施をと受け止めるべき立場にあると思える。

本 論

上記のような事象を前提に、現状のよりの確かな判断と見通しの利く範囲の将来性の基盤の上に立って、此の度の基準に対する対応を考えたと、時代傾向として、身体活動の場や生活のなかの運動が、極度に減少していつている。マン・オリエンテド (man-oriented) マン・センタード (man-centered) 的時代思考や流れが、そうさせていると考える。にもかかわらず、特に高校における保健体育の現状は、かなり進学教育に阻まれている。他教科との関連からも、或る程度理解できる。この時期に保健体育理論がスムーズに行なわれずに、卒業している現状であり、そこで学校体育の最後の現場となる大学教育の中の保健体育で、まとめる必要があり、大卒者の一般教養的面(保健体育理論)としての部分と運動の必要性について、スポーツ等を通して指導を

欠く事はできない。また、生涯教育・生涯体育の為の橋渡しをしてやらなければならない、そして、それらは、ライフスタイルの中にライフサイクルとして取り入れる事が出来る様にして遣らなければならない、この際、此処の「保健」は、体育から離れたものの様に扱われがちであるが、保健的基礎知識が体育を支え、体育が、保健（健康）の意義を高めているのでなければならないはずである。しかし、序のところでも論述しているが、保健（健康）などの理論は書くべき人が書いたものでなく、体育の関連として、果して必要かどうかと疑問をもつような領域のものが出典されているのは事実で、それなら、医学書や生理学書等を必要に応じて見れば良いことであり、混乱を招くだけであると思う。日本の大学教育の立場からも今回の様に、科目としての扱いや最低単位取得数に捕らわれることなく、其の使命の遂行のためにも、また、本キャンパスの教育目的の達成のためにも、保健体育の必要性を保健体育の目的から言っても、従来の扱い以外に「活性化」という語句にこだわるならば、表1-1のような科目の設定が必要となって来るであろう。

一方、ここでやはり序のところでも述べたように、必修ということで、手抜きの研究（体育の本質や教育法について）や時間潰しの保健体育であっては前述の様な事は、主張できない。

それに、最近の体育書のなかからレクリエーションという言葉が少なくなってしまう。これは高校までの保健体育教科の目的のなかに、うたわれなくなったからでもあろう（部分的に扱われている）、しかし、このことは、大学の保健体育のなかには取り入れるべきで、「余暇活動の善用」として、身体活動を含むという前提条件を付けての事ではあるが、これは、スポーツにこだわる事なく行える身体活動の意味でもある。

一方、時流からして、スポーツを中心教材に持つてくるとすると、スポーツ必ずしもメリットだけではなく、中心に据えるとするならば、スポーツの教材としての定義及倫理・哲学的裏づけの基に、取り入れなければならない。

また、身体教育政策の各国の違いを十分検討すれば、大学体育の必要性が自ら出てくる。それは、国策や、生涯体育の我が国の貧困さから来るものであり、特に青年期までの過程の比較は重要であろう。

それに、学校だけの展開だけでは、目的の貫徹は無理であることは、此の度の学長の答申の体育部門のところにあるようにシーズンスポーツを取り入れることや社会体育の併用が、必要とうたっていることは、我々にすれば、週1コマ90分でなく、コマのなかで消化できない部分があれば、それを補うような時間を取り、 Semester 制の導入と併せて、教科過程の中に、取り入れることをも検討している。

いずれにせよ、今迄述べてきたことやこれから述べることを遂行することのできる保健体育指導者は、全智全能的、そして、学際的な知識をも兼ね備え、かつ運動能力にも、幅と巧緻性をもった人間が必要になる。それには、教員の養成機関の改善の必要性に付いて述べることになるが、（ここでは、触れずに）このようなものを理想としたとき、やはり実施しないより、実施したほうが少しでも理想に近づけるようにと保健体育のスタッフ・ディベロップメントの検討と実施が、従来のミーティング（本キャンパス）と並行して、実施しなければなるまい。

ここで、少々保健体育のベーシックな点である生命現象について保健体育との関わりを考えてみるに、生命そのものの解明が科学的に不透明の域を脱していないにもかかわらず生理学・生化学・生態学・生物学・心理学等においては、生命の根源に触れることなく、形あるものとしての、ものを対象としての理論が独り歩きしているし、保健体育においても、全く同じことが言える。但し、保健体育の場合は、常に後追い理論であって、先行する部分が少なかったのが、過去の歴

史である。そのなかで、ハモンド、やNHKの「寿命と運動」(身体活動・大筋活動)の関係で、運動量の多かったヒトの寿命が長いという統計を出している事やスカモンの「発育曲線」の青年期の状況や一般的に言われている持久力の発達は、青年期は、到達点と予測される中間点位であることや、その他にも色々理由はあるが、このように保健体育の必修から外すことも削減することも望ましくない事が、科学的にも実証されている。

次に心の問題としての心理作用のなかで体育の中で多くを体験しうる人間生活に有益なものとして実際体験として得られる気力の養成を考えたとき遣る気を育てる体育こそ大学生活、真理の探求のベーシックに、欠くことのできないものと言えるのではないか。一方社会の複雑さ等からのストレスの解消対策としてもその必要性が当然問われる。

現在のところ前述のような事は、教育の理念となっている知・徳・体をあげればいろいろと、細々書かなくとも、一発で答えは出てしまう訳であるが、前にも述べたように、保健体育が、その割合には、その本質を多くの人に理解されていないというハンディを少しでも補うためにも願って、幾つかの事例を上げてみたわけであるが、それも生命現象と同じ様に、その輪郭が、ぼやけていることも事実で今となっては、文系・理系を含む自然科学・人間科学を背景とする生態学(エコロジー)の中の運動系(スポーツ・ゲーム・フィットネス)と健康科学から成り立っている科目・学問領域といえよう、このなかにバイオテクニクスの理論の導入が、図れるような充実した、授業の展開を考えなければならない。

一方、保健体育指導者のスペシャリスト育成と同時に、学生に対しても出来るだけ多くの意見を取り入れられる様にして、教育効果を検討したうえで実施に移し、楽しい授業展開を考えたい。また、予測される人口減少に対する検討としては、内容の充実こそあれ、今のところマイナス面は、考えられないので、将来を考えれば大学としての受皿は、一層厳しいものを要求してくることを計算の中に入れて、置かなければならないので、今から、その体制を構築しておく必要がある。その中に、科目名は、変わったとしても、保健体育も一心同体でなければならないのは、当然のことである。

理想は、単に得られるものでなく、得られる可く努力をして、近付くもので(あくまでも近似値)掴み取れるものではないとも思える。

もう一・二の検討について述べておきたい、その一つは、留学生・社会人学生の問題である。保健体育の場合は、単位認定が第一で、次に各国の体育事情が違う事と、能力的なもの、そして、ルールを知らない等で、授業参加が積極的でない、(留学生)これ等については、クラスを特別にする必要が早々に必要になってこよう、と同時にシーズンスポーツというような費用の多くかかる行事への参加が、出来ない者も出てくるであろう。そこでスキー・サイクリング等々の実施については、年次計画での予算措置が必要になってこよう、また、指導方法も、それなりに考えなければならぬ。

またこれは、全体の特に、体育実技に対する「評価」のあり方について再度の検討をする必要がある。現在までの申し合わせや書面や話し合いによる評価方法は、本キャンパスでは、3度に亘って調整してきたが、もう一工夫必要と思われる。

以上述べてきたことを前提に教科教育法・学習法・教授法を確立していくことが此の度の設置基準に対応するための準備であり経過である。

結 び

今回の文部省の設置基準答申に対しての対応については、まだ未だ言い尽せてはいないが、一応これまでの保健体育の授業改善と今回の、未だ自己点検の終わっていない時点での論述には、成り無理があったが、出来る範囲と予測から検討を図ってみた。

その結果において、先ず、「保健」と「体育」の昭和24年の大学に保健体育科目を設けた時の目的に、戻って持ちつ持たれつでなければ取り入れた理由に対しての教育効果を上げる事は出来ないのと、他の学問や学際的なものを有機的・統合的な扱いと考え方をしないと、これからの大学の保健体育としては、成り立たない。

また、学校保健体育は、生涯体育の一過程（一部分）として、そして、学校体育の総まとめとして、尚、社会体育（生涯体育・スポーツ）への橋渡しとしての役割を果たさなければならない。斯なるうへは、「保健体育」の保健は、「健康科学」とか、体育は、「スポーツ科学」併せて「スポーツ・健康科学」というような呼称の変更も必要である。

それに、選択科目として、スポーツ経営学、スポーツ社会学、スポーツ研究、世界のスポーツ論、スポーツ科学演習、健康科学演習、生涯体育・スポーツ、等の講座の設定は、学際的な、アカデミック・ベイシックの役割を果たすであろう。何れにせよ此から暫は、生涯教育と共に「生涯体育・スポーツ」の語句がマスコミの活字としても多くなってこよう。

こうして検討してみると、課題として出てくるものは、少々論理としては、飛んでしまうが、保健体育の指導者養成のあり方が現状のままでは、学校教育の中に、重要な位置を占めることは難しくなると同時に、教育の一分野を崩壊してしまう事にもなりかねないであろう事を危惧して、結びとしたい。

(1992・8・21記す)

参考文献

- | | | |
|-------------------|-------------------|--------------|
| 1. 菱沼従伊ほか | 21世紀の健康学 | 大修館書店 |
| 2. 朝比奈一男ほか | スポーツと体力 | 大修館書店 |
| 3. 猪飼道夫ほか | 運動の生理 | 大修館書店 |
| 4. 横掘 栄ほか | スポーツ適性 | 大修館書店 |
| 5. 大塚正八郎 | 学校保健 | 大修館書店 |
| 6. 東京大学共用部体育研究室編 | 保健体育資料 | 東京大学出版会 |
| 7. 森 昭三ほか | 保健の授業づくり入門 | 大修館書店 |
| 8. 中村敏雄 | スポーツ教育 | 大修館書店 |
| 9. 体育原理研究会 | 生涯体育論 | 不味堂出版 |
| 10. 田中正敏ほか | 近未来の人間科学事典 | 浅倉書店 |
| 11. 日本バイオメカニクス学会編 | スポーツ・バイオメカニクスへの挑戦 | 日本バイオメカニクス学会 |
| 12. 特別版1992 | 日経ウエルネス | 日経 B P 社 |
| 13. ジョン・W・トラピスほか | ウエルネスワークブック | 日本ウエルネス協会 |
| 14. 託問晋平 | 健康教育学序説 | 同文書院 |
| 15. 宮下充生ほか | 21世紀の体育・スポーツ | 杏林書院 |
| 16. 中川四郎 | 精神衛生 | 大修館書店 |

| | | |
|--------------------|--------------------------|----------|
| 17. 菅原 禮 | 体育社会学入門 | 大修館書店 |
| 18. 天城 勲ほか | I E D現代の高等教育No285 | 民主教育協会 |
| 19. 天城 勲ほか | I E D現代の高等教育No332 | 民主教育協会 |
| 20. 大学設置基準大綱化とその対策 | 「講義録」 | 高等教育研究所 |
| 21. 宮下充生ほか | フィットネスQ & A | 南江堂 |
| 22. 大島正光 | ヒト | 同文書院 |
| 23. 蓮見重諺ほか | 駒場1991 | メディアフロント |
| 24. 文部省高等教育局大学審議会 | 大学審議会ニュースNo 8 | 文部省 |
| 25. 日本私立大学団体連合会 | 第14回私立大学の教育・研究に関する研究会報告書 | 私学研修福祉会 |
| 26. 日本私立大学団体連合会 | 第14回私立大学の教育・研究に関する研究会資料Ⅱ | 私学研修福祉会 |
| 27. 生江有三 | 気の力 | 小学館 |
| 28. 平出宣道 | 大学活性化への提言 | 日本私立大学連盟 |
| 29. 成田十次郎 | スポーツと教育の歴史 | 不昧堂出版 |
| 30. 小泉 明 | 人間生存の生態学 | 杏林書院 |